

福島再生加速化交付金（第62回）《帰還・移住等環境整備第48回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：9,624百万円 国費7,192百万円

※福島県、11市町村（22事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。
※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○福島復興再生拠点整備事業

・大熊町において、一団地の復興再生拠点の整備を行います。
《7,386百万円（5,540百万円）（1町1事業）》

○原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業

・富岡町等において、産業団地の整備を行います。
《769百万円（577百万円）（2町1村3事業）》

○水道施設整備事業

・浪江町において、水道施設の整備を行います。
《556百万円（371百万円）（1町1事業）》

○移住・定住促進事業

・川俣町において、新たな住民の移住・定住促進に資する施策を行います。
《37百万円（28百万円）（1町1事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第62回）《帰還・移住等環境整備（第48回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第62回）《帰還・移住等環境整備（第48回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第62回）《帰還・移住等環境整備（第48回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁加速化交付金班

担当：北條

電話：03-6328-0255

復興庁移住・生環加速班

担当：鳥居

電話：03-6328-0252

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第62回）《帰還・移住等環境整備
（第48回）》市町村等別交付可能額

(単位:百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
南相馬市	409	307
川俣町	37	28
楡葉町	178	131
富岡町	558	419
川内村	23	23
大熊町	7,401	5,554
双葉町	45	45
浪江町	606	409
葛尾村	3	3
飯舘村	65	49
大玉村	6	6
福島県	293	220
計 (県、11市町村)	9,624	7,192

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第62回)《帰還・移住等環境整備(第48回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
- ・農業基盤整備促進事業 北沢・放森地区(基金型)
【409百万円(307百万円)】

大熊町

- 事業番号:8(福島復興再生拠点整備事業)
- ・大熊町大野駅下野上地区復興拠点等整備事業
【7,386百万円(5,540百万円)】

川俣町

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
- ・移住者向け公営住宅整備事業
【37百万円(28百万円)】

浪江町

- 事業番号:20(水道施設整備事業)
- ・浪江町水道施設整備事業
【556百万円(371百万円)】
- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
- ・野菜等集出荷貯蔵施設等敷地造成事業 浪江町《新規》
【25百万円(20百万円)】

楢葉町

- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
- ・波倉地区産業団地整備事業
【147百万円(110百万円)】

福島県

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
- ・水利施設整備事業 請戸川地区《新規》【130百万円(98百万円)】
- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
- ・農業用機械施設等整備事業 南相馬市【114百万円(86百万円)】
- ・野菜等集出荷貯蔵施設等整備事業 浪江町《新規》
【49百万円(37百万円)】

富岡町

- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
- ・富岡第二産業団地(仮称)整備事業 小良ヶ浜地区(基金型)
【558百万円(419百万円)】

福島再生加速化交付金(第62回)《帰還・移住等環境整備(第48回)》 交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
5	福島再生賃貸住宅整備事業
7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業
8	福島復興再生拠点整備事業
10	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
17	埋蔵文化財発掘調査事業
20	水道施設整備事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL : <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

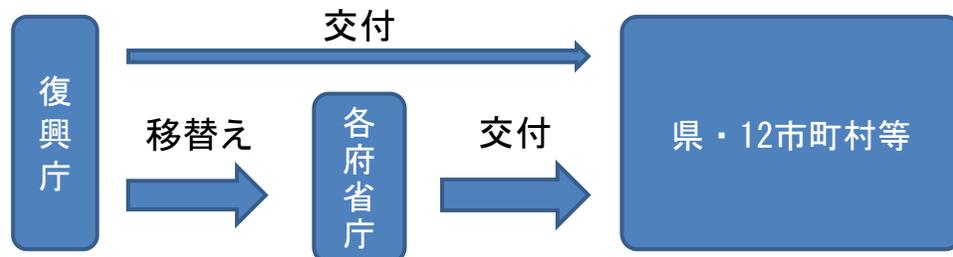
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業